

○広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則

平成4年6月25日規則第14号

広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、広野町文化及びスポーツ振興基金条例（平成3年広野町条例第7号）第4条の規定による文化及びスポーツ活動の振興育成に関する事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 成果発表事業（文化活動の成果を町民に広く発表する事業、又はスポーツ振興のため町内で開催するスポーツ大会等に関する事業のことをいう。）
- (2) 参加事業（予選大会等を経て選抜若しくは推薦等により福島県代表以上の資格又はそれに準ずる資格で発表会や各種スポーツ大会等に出場、又は参加する事業であって、別表第1に定めるものをいう。）
- (3) 文化及びスポーツ振興事業（前2号に掲げる事業以外であって、地域文化及びスポーツの振興に寄与するものとして教育委員会が特に認める事業）
- (4) 文化及びスポーツ人材養成事業（文化及びスポーツ活動を行う人材養成に関する事業）

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合は、助成事業の対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動に関するもの
- (3) 政治活動又は選挙活動に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの又は公益を害するおそれのあるもの
- (5) 広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する個人又は団体が関与するもの

(助成対象者及び助成対象経費等)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件に該当し、前条の規定に基づく助成事業を実施する個人又は団体とする。

- (1) 助成事業開催日時点で、広野町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 広野町内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。）に通学する者又は保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の保育所をいう。）に通所する者
- (3) 広野町内に活動の本拠を置き、次の全ての要件に該当する団体
 - ア 当該団体の加入者の過半数が前2号のいずれかの規定に該当していること。
 - イ 定款又は規約等により団体の設置に関する根拠規定が明文化されていること。
 - ウ 代表者及び所在地が明らかであること。
 - エ 当該団体名義の預金口座を有し、帳簿等による会計経理が明確であること。
 - オ 一定の活動実績がある又はその見込みがあること。

2 助成事業の事業区分、事業内容、助成対象経費及び助成金の限度額は、別表第2のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、基金助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、当該事業を行おうとする日の30日前までに教育委員会に提出するものとする。ただし、第2条第2号に該当する場合については、10日前までとする。

- (1) 助成事業の実施にかかる要綱又は要領等
- (2) 助成事業の実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 助成事業の参加者名簿（住所、氏名及び生年月日を記載したもの）
- (5) その他助成金の交付決定に必要な事項を記載した書類

2 助成金の申請回数は、同一個人又は同一団体について一会計年度につき3回以内とする。

（交付決定）

第5条 教育委員会は、前条に基づく申請があったときには、内容を審査し、助成金の交付を決定したときには、基金助成金交付決定通知（第2号様式）により助成金交付の申請をした者に通知するものとする。

（審議会の意見聴取）

第6条 教育委員会が前条の助成金の交付を決定するときは、第2条第2号に該当する場

合を除き、あらかじめ広野町文化及びスポーツ振興基金運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（申請事項の変更等の承認）

第7条 助成金の交付決定を受けた者が、交付申請に係る事業の内容等を変更（中止）するときは、速やかに基金助成事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の内容を審査し、その理由が適当と認めるときは、変更等の措置を決定し申請をした者に対し、基金助成事業変更（中止）承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、当該助成事業の完了の日から起算して30日以内に、基金助成事業実績報告書（第5号様式）と、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

（1） 助成事業に参加したこと又は実施したことを証明するもの

（2） その他教育委員会が必要と認めるもの

（助成金の額の確定）

第9条 教育委員会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査して助成金の額を確定し、基金助成金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付及び経理の方法）

第10条 助成金の交付は、前条に定める金額の確定後、助成金の交付決定を受けた者の請求により行うものとする。ただし、助成事業の実施にあたり必要があると認めた場合は、概算払をすることができるものとする。

2 助成金の交付を受ける者は基金助成金交付請求書（第7号様式）を、助成金の概算払を希望するものにあたっては、基金助成金概算払請求書（第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明かにしておかなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 助成金の交付を受けた者について、虚偽の事実に基づく申請又は助成金の目的外

使用その他の不正行為が発覚した場合、教育委員会は助成金の交付決定を取消し、助成金の返還をさせることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種別		対象範囲
文化関係	総合	町芸術文化団体連絡協議会等が主催する総合文化事業
	美術	絵画 彫刻 工芸 書 写真 デザイン画
	音楽	邦楽 (民謡 吟詠を含む。) 洋楽
	演劇・舞踊	演劇 邦舞 洋舞
	文学	小説 詩 短歌 俳句 川柳 郷土史研究等
	生活文化	華道 茶道 盆栽等
スポーツ関係	各種目	スポーツ全般

別表第2 (第3条関係)

事業区分	事業内容	助成対象経費	助成金の限度額
(1) 成果発表事業	文化関係 展示会・発表会	講師、審査員、審判、指揮者、伴奏者、通訳者、手話通訳士等に対する謝礼金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、施設使用料及び賃借料	個人：100,000円 団体：200,000円
	スポーツ関係 地元開催競技大会		団体：150,000円 ただし複数種目及びスポーツ少年団開催事業については、200,000円を限度額とする。
(2) 参加事業	国際大会 (国外)	参加費、交通費、宿泊費、楽器等の運搬費	個人：40,000円 団体：400,000円
	国際大会 (国内)		個人：30,000円 団体：300,000円
	全国大会 (国民体育大会に準ずる)		個人：20,000円 団体：200,000円
	東北大会		個人：10,000円 団体：100,000円
(3) 文化及びスポーツ振興事業	地域文化及びスポーツの振興に寄与するもの	事業に要する経費	教育委員会が決定する
(4) 文化及びスポーツ人材養成事業	文化及びスポーツ活動を行う者に対し、研修会等の派遣を行うもの	参加費、交通費、宿泊費、楽器等の運搬費	個人：20,000円 団体：200,000円

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

広野町教育委員会 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

電話番号 () - _____

基金助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成の対象事業名 _____

2 当該事業の事業費総額 (A) _____ 円

3 助成金交付申請額 (B) _____ 円

第2号様式（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

様

広野町教育委員会教育長

基金助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請がありました事業については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 留意事項 裏面のとおり

3 教示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、広野町教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、広野町を被告として（訴訟において広野町を代表する者は広野町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができやすくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

留意事項

- (1) 助成金の交付の時期は原則として助成対象事業が完了し、これに関する実績報告書の提出後であること。ただし、事業の促進上特に必要があると認めた場合においては、規則第10条第1項により助成金の概算払をすることができるので、その必要がある場合は、申請すること。
- (2) 助成金の交付対象となった事業の内容を変更し、又はこれを中止しようとする場合は、「基金助成事業変更（中止）承認申請書」（第3号様式）によること。
- (3) 助成金の交付の対象となった事業が、予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 助成金を助成の目的以外に使用しないこと。
- (5) 実績報告書には、事業の成果確認のため、次の資料を添付すること。
 - ① ポスター、プログラム（目録）チラシ、チケット等印刷物各1枚
 - ② 発表会、大会等の風景写真4枚程度、大会の組み合わせ表と成績結果表

※ 実績報告書は当該事業完了の日後30日以内に提出して下さい。

※ ポスター、看板、プログラム（作品目録）大会の組み合わせ表には「広野町文化・スポーツ振興基金助成事業」と必ず明記してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

広野町教育委員会 様

所在地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ 印

電話番号 _____ () - _____

基金助成事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号で助成交付決定と受けた助成事業を下記のとおり変更（中止）したいので承認してください。

記

1 助成金の交付決定額 _____ 円

2 変更（中止）後の助成金の交付希望額 _____ 円

3 変更（中止）する理由及び内容

第4号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

広野町教育委員会教育長

㊟

基金助成事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付承認申請のあった助成事業について、これを適当と認めたので、広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則第7条第2項の規定により、下記のとおり変更（中止）承認します。

記

- 1 変更（中止）後の助成金の交付希望額 _____ 円
- 2 変更（中止）後の助成金の交付決定額 _____ 円

第5号様式 (第8条関係)

年 月 日

広野町教育委員会 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ @

電話番号 (_____) _____

基金助成事業実績報告書

年 月 日付 指令第 号で助成金交付の対象となった事業を
下記のとおり完了したので報告いたします。

記

1 助成事業名

2 助成事業を開始した期日及び完了期日

自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

3 事業の実施内容及び成果

※大会出場等の場合は成績結果表 (大会プログラム等)

4 事業の収支決算書

第6号様式（第9条関係）

指令第 号
年 月 日

様

広野町教育委員会教育長

基金助成金確定通知書

年 月 日付で提出のあった基金助成事業実績報告書を審査した結果下記のとおり助成金を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1 確定した助成金の交付額 | 金 _____ 円 |
| 2 助成金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3 交付済助成額 | 金 _____ 円 |
| 4 精算支出（返還）金額 | 金 _____ 円 |
| 5 助成金交付決定を減（増）額して確定した理由 | |

第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

広野町教育委員会 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

基金助成金交付請求書

年 月 日付 指令 号で基金助成金確定通知のあった助成金について、その事業が完了したので下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|---------------|-----------|
| 1 | 今回交付請求する助成金の額 | 金 _____ 円 |
| | 助成金確定額 (A) | 金 _____ 円 |
| | 助成金既受領額 (B) | 金 _____ 円 |
| | 残 額 (A - B) | 金 _____ 円 |

- 2 上記の金額を下記口座に振り込んでください。

銀行 農協

- (1) 金融機関名 _____ 信用金庫 _____ 支店
- (2) 口座名 _____ 氏名 _____
- ※口座の名義が団体の場合は、団体名と口座代表者名の両方を記入のこと
- (3) 口座番号 _____

(注) 振込口座を記入する際は、必ず通帳を確かめて正確に記入してください。

第8号様式 (第10条関係)

年 月 日

広野町教育委員会 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

基金助成金概算払請求書

年 月 日付 指令 号で交付決定のあった基金助成金について広野町文化及びスポーツ振興育成事業に関する規則第10条第1項の規定により、下記のとおり助成金 _____ 円を概算払の方法によって交付されたく請求します。

記

1 助成事業の内容及び請求額の配分

助成事業名	助成金	今回請求額		残 額		事業完了 予定年月日	備 考
	交付決定額	金 額	配分額	金 額	配分額		

2 概算払の理由

3 上記金額を下記口座に振り込んでください。

銀行 農協

(1) 金融機関名 _____ 信用金庫 _____ 支店

(2) 貯金種類 _____

(3) 氏名(口座名) _____

(4) 口座番号 _____

※振込口座を記入する際は、必ず通帳を確かめ正確に記入してください。